

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p><b>7-98 車線逸脱警報装置</b></p> <p><b>7-98-1 装備要件</b></p> <p>専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量 3.5t を超えるものには、車線逸脱警報装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、高速道路等において運行しないもの及び道路維持作業用自動車又は緊急自動車であって車両前部に特殊な構造を有するものにあつては、この限りでない。（保安基準第 43 条の 6 関係）</p> <p><b>7-98-2 性能要件</b></p> <p>(1) 車線逸脱警報装置は、車線からの逸脱の検知及び警報に係る性能等に関し、UN R130-00 の 5. 及び 6. に適合するものでなければならない。（細目告示第 67 条の 2 第 1 項、第 145 条の 2 第 1 項関係）</p> <p>(2) 次に掲げる車線逸脱警報装置であつてその機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは (1) の基準に適合するものとする。（第 145 条の 2 第 2 項関係）</p> <p>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車線逸脱警報装置</p> <p>② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている車線逸脱警報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている車線逸脱警報装置又はこれに準ずる性能を有する車線逸脱警報装置</p> <p>③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた車線逸脱警報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車線逸脱警報装置又はこれに準ずる性能を有する車線逸脱警報装置</p> <p><b>7-98-3 欠番</b></p> <p><b>7-98-4 適用関係の整理</b></p> <p>(1) 平成 27 年 7 月 31 日以前に製作された自動車については、7-98-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。（適用関係告示第 51 条の 2 第 1 項関係）</p> <p>(2) 次に掲げる自動車については、7-98-6（従前規定の適用②）の規定を適用する。（適用関係告示第 51 条の 2 第 2 項、第 3 項、第 4 項、第 5 項、第 6 項、第 7 項及び第 8 項関係）</p> <p>① 令和元年 10 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて車両総重量が 12t を超えるもの（平成 29 年 11 月 1 日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車（平成 29 年 10 月 31 日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）を除く。）</p>	<p><b>8-98 車線逸脱警報装置</b></p> <p><b>8-98-1 装備要件</b></p> <p>専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて乗車定員 10 人以上のもの及び貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引自動車を除く。）であつて車両総重量 3.5t を超えるものには、車線逸脱警報装置を備えなければならない。</p> <p>ただし、高速道路等において運行しないもの及び道路維持作業用自動車又は緊急自動車であつて車両前部に特殊な構造を有するものにあつては、この限りでない。（保安基準第 43 条の 6 関係）</p> <p><b>8-98-2 性能要件</b></p> <p>(1) 車線逸脱警報装置は、車線からの逸脱の検知及び警報に係る性能等に関し、次の基準に適合するものでなければならない。</p> <p>この場合において、視認等により車線逸脱警報装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。（細目告示第 223 条の 2 関係）</p> <p>① 車線逸脱警報装置の作動中、確実に機能するものであること。</p> <p>この場合において、車線逸脱警報装置の機能を損なうおそれのある損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。</p> <p>② 車線逸脱警報装置に当該装置の解除装置を備える場合は、当該解除装置により車線逸脱警報装置が作動しない状態となったときにその旨を運転者席の運転者に的確かつ視覚的に警報するものであること。</p> <p><b>8-98-3 欠番</b></p> <p><b>8-98-4 適用関係の整理</b></p> <p>7-98-4 の規定を適用する。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
-----------------------------	---------------------------------------------------

- ② 令和3年10月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が12t以下のもの(令和元年11月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車(令和元年10月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)を除く。)
- ③ 令和元年10月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車(第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。)であって車両総重量が22tを超えるもの(平成29年11月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車(平成29年10月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)を除く。)
- ④ 令和2年10月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車(第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。)であって車両総重量が20tを超え22t以下のもの(平成30年11月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車(平成30年10月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)を除く。)
- ⑤ 令和3年10月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車(第五輪荷重を有する牽引自動車であって車両総重量が13tを超えるものを除く。)であって車両総重量が8tを超え20t以下のもの(平成30年11月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車(平成30年10月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)を除く。)
- ⑥ 令和3年10月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超え8t以下のもの(令和元年11月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車(令和元年10月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)を除く。)
- ⑦ 令和2年10月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車(第五輪荷重を有する牽引自動車に限る。)であって車両総重量が13tを超えるもの(平成30年11月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車(平成30年10月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)を除く。)

**7-98-5 従前規定の適用①**

平成27年7月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第51条の2第1項関係)

**7-98-5-1 装備要件**

なし。

**7-98-5-2 性能要件**

なし。

**7-98-6 従前規定の適用②**

次に掲げる自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第51条の2第2項、第3項、第4項、第5項、第6項、第7項及び第8項関係)

- ① 令和元年10月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が12tを超えるもの(平成29年11月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車(平成29年10月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)を除く。)
- ② 令和3年10月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が12t以下のもの(令和元年11月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車(令和元年10月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)を除く。)
- ③ 令和元年10月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車(第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。)であって車両総重量が22tを超えるもの(平成29年11月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車(平成29年10月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。)を除く。)

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>④ 令和2年10月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車を除く。）であって車両総重量が20tを超え22t以下のもの（平成30年11月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車（平成30年10月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）を除く。）</p> <p>⑤ 令和3年10月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車であって車両総重量が13tを超えるものを除く。）であって車両総重量が8tを超え20t以下のもの（平成30年11月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車（平成30年10月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）を除く。）</p> <p>⑥ 令和3年10月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5tを超え8t以下のもの（令和元年11月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車（令和元年10月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）を除く。）</p> <p>⑦ 令和2年10月31日以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車（第五輪荷重を有する牽引自動車に限る。）であって車両総重量が13tを超えるもの（平成30年11月1日以降の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車（平成30年10月31日以前の型式指定自動車、新型届出自動車及び輸入自動車特別取扱自動車から、種別、用途、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないものを除く。）を除く。）</p>	
<p><b>7-98-6-1 装備要件</b></p>	
<p>自動車には、車線逸脱警報装置を備えることができる。</p>	
<p><b>7-98-6-2 性能要件</b></p>	
<p>(1) 車線逸脱警報装置は、車線からの逸脱の検知及び警報に係る性能等に関し、UN R130-00の5.及び6.に適合するものでなければならない。</p>	
<p>この場合において、視認等により車線逸脱警報装置が備えられていないと認められるときは、審査を省略することができる。</p>	
<p>(2) 次に掲げる車線逸脱警報装置であってその機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは(1)の基準に適合するものとする。</p>	
<p>① 指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車線逸脱警報装置</p>	
<p>② 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている車線逸脱警報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている車線逸脱警報装置又はこれに準ずる性能を有する車線逸脱警報装置</p>	
<p>③ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた車線逸脱警報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車線逸脱警報装置又はこれに準ずる性能を有する車線逸脱警報装置</p>	